

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

2023年 4月 10日

栃木県知事 殿

(郵便番号) 〒 320-8501
 住 所 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 株式会社 栃木県
 代表取締役 栃木 太郎
 電話番号 028-623-3188
 登録番号 栃木県第1-9999

※注意※
 令和4年度(2022年4月1日～2023年3月31日)に行ったフロン類の充填・回収について、フロン類の種類ごとに記載します。
 充填・回収の実績がない場合でも、充填量及び回収量等が「0(ゼロ)」であることを報告します。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC							
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
CFCを充填した第一種特定製品の台数	1台	2台	3台	4台	4台	6台	
①充填した量	1.2kg	1.5kg	2.5kg	2.5kg	3.7kg	4.0kg	
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
CFCを回収した第一種特定製品の台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台	
②回収した量	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	
③年度当初に保管していた量							
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量							
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量							
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量							
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量							
⑧年度末に保管していた量							

HCFC							
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	0台	0台	0台	0台	0台	0台	
⑨充填した量	0.0kg	0.0kg	0.0kg	0.0kg	0.0kg	0.0kg	
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	2台	3台	10台	3台	12台	6台	
⑩回収した量	10.0kg	12.0kg	52.5kg	12.0kg	62.5kg	24.0kg	
⑪年度当初に保管していた量					10.0kg	15.0kg	
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					20.0kg	0.0kg	
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					30.0kg	39.0kg	
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					15.0kg	0.0kg	
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					5.0kg	0.0kg	
⑯年度末に保管していた量					2.5kg	0.0kg	

【設置】
 新たに機器を設置したときに充填した量と台数を記入します。

【設置以外】
 機器を整備した時に充填した量と台数を記入します。

【合計】
 それぞれの合計値を記載します。合計値に誤りがある場合が多くありますので、ご注意ください。web様式であれば、自動計算されます。

【整備】
 機器を整備したときに回収した量と台数を記入します。

【廃棄等】
 廃棄する機器から回収した量と台数を記入します。

⑩⑪の合計と⑫～⑯の合計は一致します。一致していない場合が多くありますので、ご注意ください。web様式にはチェック機能がついています。

HFC						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	1 台	台	台	0 台	1 台
⑰充填した量	kg	0.0 kg	kg	kg	0.0 kg	0.0 kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	1 台					
⑱回収した量	0.0 kg					
⑲年度当初に保管していた量						
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量						
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量						
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔年度末に保管していた量					kg	kg

整備時にフロン類を回収し、そのまま元の機器に充填した場合、台数は記載しますが、その分の充填量及び回収量は0（ゼロ）となります。

(例) エアコンを1台整備した際に10kgのフロンを回収し、整備後に10kgのフロンを充填した場合、充填及び回収の台数を1台、充填量及び回収量は0kgと記載します。

法改正に伴い、追加されました。

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
		台		台		台
	5		3		8	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。